

政府の最高方針に則りこれを編成す、これがためには特に左記事項を実行す。

(イ) 毎年度豫算の編成に際しては、はじめ行政各部の首脳者相協力して政府の實行すべき重要國策を先議劃定すること。

(ロ) 重要國策費とその他の經費が財政資金に關する計畫に基く歳出の總額を超過することながらしむるため、行政各部は毎年度既定經費につき徹底的に檢討整理を行ふこと。

歳入は歳出の性質に照應してその財源を分配し公債財源に依るものは歳出の性質がこれを許容するものに限るものとす、なほ租税及公債以外の方法に依る歳入増加に關し所要の措置を講ず。

三、税制の改革 租税は財政資金の所要に應じ必要な收入を確保するものとし、計畫經濟運営との關係を稽へ、一層合理的なる税制を設定す、これに關し特に重要な所左の如し。

(イ) 國民各階各層が負擔を分擔する如く税種の新設及び改廢をなし又税率を改定すること。

(ロ) 時局下必要なる生産の助長、消費の規正、貯蓄の增强、購買力の吸收その他諸政策の遂行に資する如く租税政策を活用すること。

(ハ) 財政資金の所要に應じ毎年度租税を増減する方針を探ること。

(二) 課稅及徵稅方法を合理化すること。

四、公債の發行及消化の計畫化 公債は公債財源に依るべき限度を定めて、その發行豫定額を規正し、これが發行及消化に關しては金融統制と見合せてこれを計畫化し、且つ公債整理に關する合理的なる措置を講ず。

(イ) 單純なる歳入補填公債はこれを發行せざること。

(ロ) 具體的な公債消化計畫及その實行方策を設定すること。

五、地方財政の改革 地方財政に關しても國家財政の改革に即應し、全國民經濟運営の見地よりこれを統制すると共に地方的特色を發揮せしめ、地方民力の強弱の差で補正して、全國的に冗費を節約し、且つ中央よりの委任事務または中央と協力する事業の財源等に關して必要な調整を行ふ。

三、金融政策の改革

一、產業資金の計畫化 國家經濟力が最高効率を發揮する如く生産、物資、勞力の狀況等と見合ひて、民間產業及外國投資のため使用すべき資金總量を規正し且つその配分を定め產業資金を計畫化す。

二、金融制度の改革 金融は國家資金に關する計畫に基づき計畫經濟の運営を確保するため資金が公債消化及物資、動力、労力の確保を可能ならしむることを主眼として流通するが如く、公益的に、計畫的に且つ統一的

に行はるべきものとす。

(イ) 日本銀行の機能整備 政府の金融統制の實施に關する機關たる機能を一層整備充實し各金融機關との資金上の關係を緊密にし金融の情勢に應じ金融資金を能動的に引上または放出し具體的に金融を調整する機能を擴充す。

(ロ) 金融機關に對する統制の強化 金融機關の投資、融資及回収を政府の金融統制の方針に即應せしむるが如き機構を整備し日本銀行との資金的關係を緊密ならしむると共に同業連帶の精神を一層昂揚せしめ共同的投資融資の方法を活用せしむ。

(ハ) 金融機關の組織化 金融機關をして日本銀行を中心として組織體を結成せしめ、政府指導の下に同業連帶一體的にその機能を發揮し金融統制の實施に協力し且つ金融と產業との連絡の緊密を圖らしむ。

(ニ) 金融機關の整理統合 金融機關の組織化と相俟つて無用の競争を根絶し、經營を合理化し金融資金原價の低下を圖る、なほこれに伴ひ、要すれば新たな機關の設立を包含する地域團體を設く。

會社についても所要の整備を行ふ。

(ホ) 金融資金の蒐集及び運用に關する措置 各金融機關の經營は政府の金融統制の方向に沿ひて、自らの責任において行はるべきところこれと相俟つて、金融統制の圓滑なる遂行に資するため必要を生じたる場合においては、金融資金の蒐集及びその拂戻の責任につき國家の信用において保證、または債權の肩代りをなす途を開きて、その回収性を補強する等の方策を講ず。

(ヘ) 金融の各種系統間の調和 一般金融機關系統、組合系統その他の各種の系統の金融機關相互間の連繫を緊密ならしめ各系統の金融が同一の指導方針に沿ひて調和して行はれ金融市場を一體として金融統制の實を擧ぐる如く措置す。

三、有價證券取引機構の合理化 有價證券の價格の適正及安定を圖り、また時局下必要な有價證券の取引を圓滑ならしめ、以て産業資金の疏通と國民貯蓄の保護に資するための措置を講ずるとともにその取引の方法及機構を合理化す、なほ有價證券業者の業務に關する

四、監督を一層嚴重にする

企業資本の活用 企業をして努めて資産の償却及び利益の内部留保を爲さしめ、以て自己金融能力を増加するとともに企業の經營を合理化し、人的物的資源の效率を一層發揮せしめ、又企業に屬する剩餘資金の集約を圖るため企業に對する資金統制を強化す、生産擴充等國策上必要なる企業の資金調達を圓滑ならしむるための措置を講ずるとともに、企業中遊休設備を生じたる場合において國家的見地においてこれが資金化を必要と認むるときは、國家においてこれに信用を供與し、または設備の有無相通の斡旋を行ひ、要すれば國家管理的措置を講ずる等攻究をなすものとす

五、企業設備に對する國家的援助 國家の要請に基き設備を新設擴張する場合、要すれば國家において企業に對し出資、若くは信用の供與を爲しまたは國家において直接建設を爲し、その經營を企業に委任する等の途を開く

六、外國爲替政策の改革 外國爲替政策は外貨資金を活用し貿易政策と表裏一體をなし、皇國及自存圈内の必需物資の獲得を確保することを目標とするとともに國際決済における圓貨の地位を向上せしめ皇國對外經濟の伸張を圖るものとす、これに關し特に注意すべきもの左の如し

(イ) 爲替相場の變動の危險を必要に應じ國家において負擔處理する制度を確立すること

(ロ) 諸外國との決済並に金融關係を圓滑ならしむる如き協定の締結に努むること

(ハ) 每年度貿易計畫と照應し國際收支計畫を定め、これが適質なる實施を圖ること
滿支に對する投資の調整 滿洲及支那の財政資金及產業資金は努めて現地における蓄積資金によるべきも、當分はわが方よりこれを補給するの要あるを以てこれがため物資勞力の交流と相照合して、國家資金に關する計畫に基づき、一元的計畫的に必要な金融を實施するものとしこれがため必要な措置を講ず

四、行政機構の改革

本要綱の實施を圓滑ならしむるため所要の行政機構の改革又は運用の調整を行ふ

經濟學通解 定價一圓

著者 野田照夫

發行者 東京市澁谷區代々木初臺町五三九

印刷所 東京市小石川區白山御殿町一八

不許
複製

昭和十六年十一月十日印刷
昭和十六年十一月十五日發行

配給元 東京市神田區淡路町二ノ九

日本出版配給株式會社

發行所 法學書院
振替東京八一六九九番
日本出版文化協會會員番號
一三〇〇三九號

野田照夫先生著 (A6判三百三十餘頁)

一億民時局新語辭典

大政翼賛職域奉公臣道實踐の指標！

定價一圓二十錢

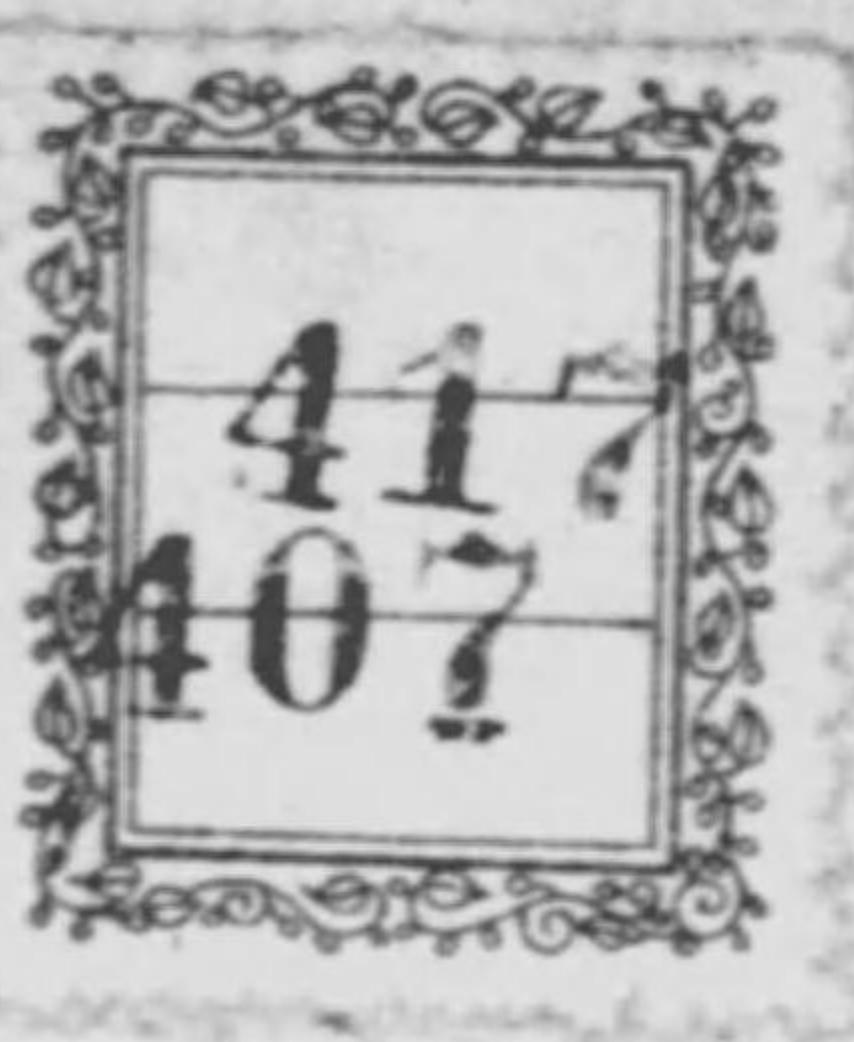
送料十錢

今や我國は内には高度國防國家の建設、外には東亞新秩序の建設に邁進しつゝあり時局下一億國民には時局知識が最も肝要なり。本書は法律、政治、經濟、外交、社會、軍事、其他萬般に亘る時局下喫緊の新語約一千を網羅し簡明適正なる解説を施せるもの各種の試験に就職に讀書に常識涵養に絶好最新の時局認識新語常識讀本なり。

時局下一億國民の教養上の適書として推奨す。

内容の一
部

新體制、新體制聲明、新政治體制、經濟新體制確立要綱、國民組織、大政翼賛會、大政翼賛運動、職域奉公、指導者原理、臣道、戰陣訓、廣域經濟、公益優先、高度國防國家、アウタルキー、惡循環、惡性インフレ、圓プロック、營團、價格等統制令、官吏制度改正、外國爲替基金、科學動員、爲替基準、切符制度、九一八價格、強制貯蓄、共同計算制、共販會社、近東、經營協同體、經濟倫理、原價計算、公定價格、國土計畫、國民體力法、國民徵用、國民登錄、青年國民登錄、國民優生法、近衛聲明、最高經濟會議、資本と經營の分離、事變處理、重點主義、資金凍結、消費規正、神經戰爭、新政府承認、人的資源、青少年雇入制限令、節米、戰時禁制品、バーター制、八紘一字、ブル平準價格、利潤統制、買オペレーション、オクタン價、外交路線、經濟新體制、再編成、奢侈品等製造販賣制限規則、燒夷力ード、常會、第五列、大東亞共榮圈、七・七禁令、ライビス・マルク、勞務手帳制、協力會議、資金總額制限、日獨伊三國同盟、日支基本條約、日ソ中立條約、會社經理統制令、管理米、米穀管理規則、基本給料、強制融資命令、銀行等資金運用令、自己資本、從業者移動防止令、地代家賃統制令、賃金統制令、滇緬公路、農業適正規模、勞働者年金保險制、衆議統裁、世界新秩序、蘭印、佛印、國民防諺、電力國家管理、例外販賣、溫病獸保護條約、國民勤勞訓練所、國民更生金庫、國民職業指導所、適正家賃、謀略、自家用保有米、金買上規則、日滿支經濟建設要綱、配當制限、生活必需物資統制令、醫療保健法、船舶保護法、國防保安法、國家機密、蠶絲業統制法、獵防拘禁、理念、其他多數。改正國家獎勵興法全文收載。





• 1.00